

解約通知書

解約受付日： 年 月 日

賃借人 (印)

今般、下記物件の賃貸借契約を解約致したく次のとおり通知します。

記

建物明渡し日(鍵返却日) 年 月 日 AM・PM 時頃

※原則10時から16時の間で立会時間をお願いしております。

賃料最終期日	年 月 日
--------	-------

※賃料最終期日は、ホワイトホームズにて記載させていただきます。

【対象物件】

(物件名称) 号室

(駐 車 場) 1. 無 2. 有 (台) 区画 番

【転居先】〒

住所

TEL

e-mail;

【敷金振込先】

銀行・信用金庫

本店・支店

普通・当座 口座番号

フリガナ

口座名

【解約理由】

是非、○印でご記入下さい。

購入・勤務先変更・帰省・ご結婚・独立・更新・手ぜま・その他()

建物不備()

※破損箇所などがある場合は必ずご記入下さる様お願いいたします。

☆退去時のお願い

- ・解約通知書は必ず契約書記載(借主の解約権)の予告期間をご確認の上お出しください。
- ・お引越して出るゴミは、引越業者にて処分していただくか必ず退出日前の収集日まで処分して下さい。退出後のゴミ出しは原則としてお断りしております。
- ・残置物については処分費用が発生しますのでご不明の点は予め弊社にご確認下さい。
- ・電気・ガス・水道等の公共機関へご連絡や郵便局への転居届けもお早めにお出し下さい。
- ・火災保険の途中解約は保険会社に直接お手続き下さい。

☆弊社で取得したお客様の個人情報は、解約の諸手続き及びこれに付帯する業務を円滑に行うために利用します。個人情報は、お名前、ご住所、電話番号、携帯番号、振込口座等利用目的に必要な範囲の情報に限り外部委託先に提供することがあります。

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.white-homes.com/>株式会社 ホワイト ホームズ
本店：〒145-0074 東京都大田区東嶺前28番11号
TEL：03-6410-6801 FAX：03-6410-6804

受領兼確認書

□上記物件の解約通知書の内容を確認し、確かに受領致しました。

解約受付確認日： 年 月 日

賃借人 (印)

解約の手引き

1. 解約予告とは

住宅賃貸借契約を解約する場合は、契約期間の途中、あるいは期間満了によって解約する場合でも、借主の意思表示をもって解約を申し出る必要があります。(これを「解約予告」と言います。)
「解約予告」がなされると契約書上に定められた所定期間をもって契約は終了となりますので、契約終了にあわせて貸主または管理会社立会いのもと室内点検を行い、鍵を返却していただきます。(これを「明渡し」と言います。)

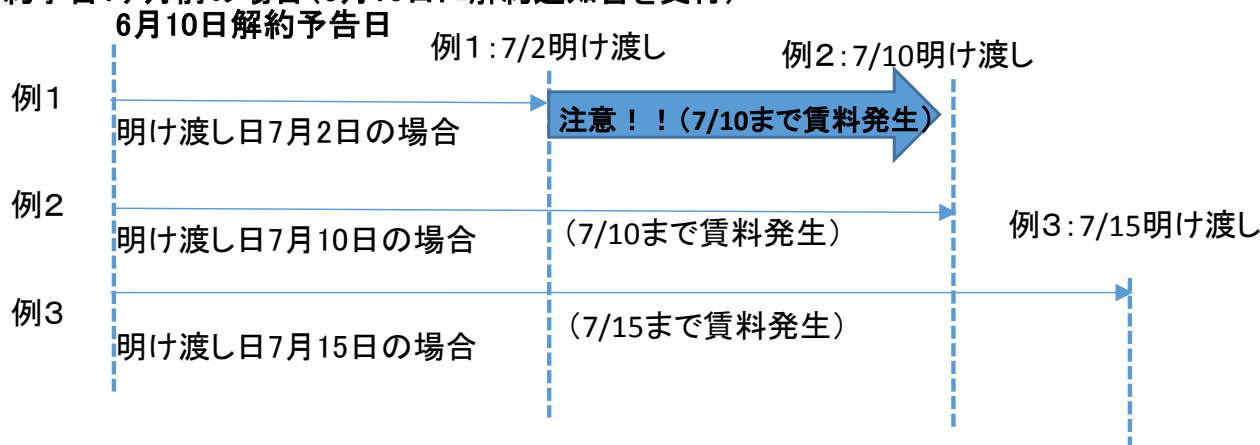
所定期間を経過せず貸室の明渡しが行われた場合でも所定期間分の賃料が発生いたします。早く明渡しした場合でも賃料の支払いは免除されませんのでご注意ください。

解約予告を通知した場合でも、翌月分の賃料は期日までに1ヶ月分をお支払い下さい。

明渡し後に日割り計算にて精算させていただきます。

更新をまたぐ解約の通知は、更新料の支払いが必要になります。

解約予告1ヶ月前の場合(6月10日に解約通知書を受付)



2. 解約予告の方法

管理会社に解約通知書をご来店されてご記入していただくか、ご郵送若しくはFAXの他、ホームページの「解約のお手続き」でお手続き下さい。

郵送またはFAXで通知をされている場合でも解約予告が受け付けられているか必ずお電話にてご確認ください。尚、ホームページからのお手続きを行った場合は、お手続きをされた日をもって解約通知日と致しますが、書面での解約通知書の通知も必要となります。

3. 明渡し

- ①引越しが完全に終了し、室内に何も無い状態になりましたらお客様お立会いのもと簡易点検及び鍵の返却を行います。詳細な確認点検は、後日に専門業者により行います。
予め、明渡し日時を10日前までにご連絡下さい。原則10:00~18:00以外の明渡しは行っておりません。※特別な理由等ございましたらご相談下さい。※年末年始も別途ご相談ください。
- ②返却する鍵は、契約時にお渡した鍵預り証記載のものをご返却下さい。また、複製した鍵も全てご返却下さい。万一、紛失等があった場合は鍵交換費用が発生致します。
- ③原則、明渡し後は貸室へ入室することはできません。ご自身で取付けられた照明器具・ウォシュレット・インターネット器具・エアコン・粗大ごみは残置することのないようお願い致します。残置された場合、原状回復費用の他に撤去・処分費用が発生致します。管理会社で処分する場合は産業廃棄物の取扱いとなり一般の粗大ゴミ費用より高くなります。
- ④お引越し時は必ず養生等の処置の上、荷物を搬出するように引越業者様にお伝え下さい。養生等が無い場合は養生の処置を行うまで搬出を中断させていただきます。

4. 保険解約の手続き

保険解約書類を別途後日お送り致します。必要事項をご記入の上、ご郵送下さい。

5. その他のお手続き

(1) 公共料金の精算

① 電気

ご契約の電力会社へご連絡の上、お引越し日のご予定と精算のお申込を行って下さい。その際、お客様番号が必要となります。(毎月の領収書に記載されています。)

② ガス

都市ガスの場合は東京ガスへ、プロパンガスの場合は契約しているガス会社へ精算のお申込を行って下さい。また、ガスの閉栓はお客様のお立会いが必要になる場合がありますので東京ガスへご確認下さい。その際は作業日時をガス会社とお打合せ下さい。午前中や午後からというように一定の時間幅での予約となります。時間指定はできませんのでご注意下さい。

③ 水道

お近くの水道局へご連絡の上、精算のお申込を行って下さい。その際、お客様番号が必要になります。

④ 電話

所轄の電話局へご連絡の上、移転先へ移設の申請を行って下さい。

但し、①・②・③について貸主または管理会社からの請求に基づいてお支払いされているお客様の場合は、貸主及び管理会社で精算のお手続きを行って下さい。

(2) その他の精算

ケーブルテレビ、インターネット、光ファイバー等をご契約されている場合は、ご契約先までご連絡の上、移転及び解約のお手続きを行って下さい。機器や配線の撤去工事がある場合は明渡し日までにお済ませ下さい。

(3) 区役所及び郵便局、定期的にダイレクトメール等の配送を依頼している業者への届出

区役所で「転出届」、郵便局で「転送届」のお手続きを行って下さい。ダイレクトメール等を配送している方は転送又は配送停止手続きをお願い致します。転居後に配達された郵便物等は原則処分致しますので予めご了承下さい。

(4) 一般ごみ(可燃・不燃・資源)

一般ごみは一度に出せるごみの量が限られています(大田区の場合45L3袋まで)。引っ越しで多量のごみを出す場合は数回に分けていただくか、各自治体の清掃事務所へご相談ください。また、引っ越し日翌日が収集日の場合であっても前日に出すことは出来ません。引っ越し作業時に出たごみは転居先でご処分下さい。

(5) 粗大ごみについて

粗大ごみは家庭ゴミ収集場所へ出すことができませんので、管轄区域の粗大ごみセンターへお手続きの上、処分して下さい。冷蔵庫・テレビ・洗濯機・エアコン・パソコン・液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機等は家電リサイクル法の対象となっておりますので、購入先、若しくは家電リサイクル専門業者等に依頼して処分して下さい。

また、粗大ごみ等の処分は、必ず明渡し日までにお済ませ下さい。玄関前や廊下、エントランス等の共用部分に置くことはできません。また、粗大ごみ申込から回収までに数週間を要しますので余裕をもってお手続きをお願いいたします。

(お問い合わせ先)

株式会社ホワイトホームズ 本店
〒145-0074
東京都大田区東嶺町28-11
TEL03-6410-6801

株式会社ホワイトホームズ 鶺の木店
〒146-0091
東京都大田区鶺の木2-3-9-1A
TEL03-3759-1512